事 務 連 絡 平成 29 年 6 月 30 日

保険医療機関 開設者 様

東北厚生局医療課長

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年7月1日現在で 届出書の記載事項について報告することとされています。

つきましては、7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認して、その結果を別添の「施設基準の届出の確認について(報告)」により、平成29年7月31日(月)までに郵送にて提出してください。

記

1. 施設基準の確認手順について

(1)施設基準の要件の確認

- ① 7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか 貴院で確認してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、東北厚生局のホームページ (※1) をご参照ください。

(2) 施設基準の要件を確認した結果

- ① すべて要件を満たしている場合は、別添 (報告用紙) の「ア」に○をして、提出してください。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添(報告用紙)の「イ」に〇をして、「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、<u>当該施設基準名を記入のうえ、</u> 提出してください。

併せて、施設基準の「辞退届」(※2)を提出してください。

東北厚生局のホームページについて

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/index.html)

※1 届け出ている施設基準の確認

ホーム > 業務内容 > 保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 > 施設基準の届 出受理状況について > 施設基準の届出受理状況(全体)

※2 辞退届のダウンロード

ホーム > 業務内容 > 保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 > 指定等に関する申請・届出について > 施設基準の届出等

※3 報告用紙のダウンロード

ホーム > 業務内容 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 > 施設基準の 定例報告について > 施設基準の届出の確認について

2. 届出が不要となった施設基準の要件の確認について

平成28年4月より届出が不要となった下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、<u>要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できない</u>ので、ご留意ください。

(届出が不要となった施設基準)

※ この施設基準のみ要件を満たさない場合は、上記1(2)の報告は不要です。

- · 夜間 · 早朝等加算
- •明細書発行体制等加算
- 臨床研修病院入院診療加算
- 救急医療管理加算
- · 妊產婦緊急搬送入院加算
- 重症皮膚潰瘍管理加算
- ・強度行動障害入院医療管理加算
- ・がん拠点病院加算
- 小児科外来診療料

- 夜間休日救急搬送医学管理料
- がん治療連携管理料
- 認知症専門診断管理料
- · 経皮的冠動脈形成術
- ・経皮的冠動脈ステント留置術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5 及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通 則4を含む。)に掲げる手術

【お問い合わせ・報告書提出先】

青森事務所	〒030-0801 青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 6 階	Tel 017-724-9200
岩手事務所	〒020-0024 盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 2 階	Tel 019-907-9070
指導監査課	〒980-8426 仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21 階	Tel 022-206-5217
秋田事務所	〒010-0951 秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎 4 階	Tel 018-800-7080
山形事務所	〒990-0039 山形市香澄町 2-2-36 山形センタービル6階	Tel 023-609-0140
福島事務所	〒960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階	Tel 024-503-5030